第百七条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の四号を加える。

八　第六十二条の三の規定に違反して、同条の登録を受けないで電子決済手段等取引業を行ったとき。

九　第六十二条の七第一項の変更登録を受けないで新たな種別の電子決済手段等取引業を行ったとき。

十　第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令に違反したとき。

十一　第六十二条の九の規定に違反して、他人に電子決済手段等取引業を行わせたとき。

第百七条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令に違反したとき。

五　第三十七条の二第三項の規定による届出をしないで特定資金移動業を営み、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

第百八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　第六十三条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百八条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「管理しなかった者」を「管理しなかったとき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　第六十二条の十四第一項の規定に違反して、利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理しなかったとき。

四　第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「若しくは」を「、第六十二条の二十五第三項若しくは」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第五十二条」の下に「、第六十二条の十八」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「第六十三条の十四第一項若しくは第二項」を「第六十二条の十九第一項若しくは第二項、第六十三条の十四第一項若しくは第二項、第六十三条の三十四」に改め、「第五十三条第三項」の下に「、第六十二条の十九第三項若しくは第四項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第七号及び第八号中「第六十三条の十五第一項」を「第六十二条の二十第一項若しくは第二項、第六十三条の十五第一項若しくは第二項、第六十三条の三十五第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　第六十三条の二十四第一項（第六十三条の三十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書又は第六十三条の二十四第二項（第六十三条の三十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第百九条第八号の次に次の一号を加える。

九　第六十二条の十七第一項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

第百十条中「第二十六条又は第二十七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第二十六条又は第二十七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二　第六十二条の十三の規定に違反したとき。

第百十一条中「第七十四条第一項」を「第六十三条の三十一第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十四条第一項」に改める。

第百十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「又は」を「、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書若しくは第六十二条の四第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類又は」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号から第八号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の四号を加える。

九　準用金融商品取引法第三十七条第一項の規定に違反したとき。

十　準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反したとき。

十一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

十二　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。

第百十三条中「第五十五条、第六十二条の二十一、第六十三条の十六、第六十三条の三十六、第八十一条又は第九十六条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第五十五条、第六十二条の二十一、第六十三条の十六、第六十三条の三十六、第八十一条又は第九十六条第一項の規定による命令に違反したとき。

二　第六十二条の八第三項の規定による届出をしないで電子決済手段等取引業を行い、又は虚偽の届出をしたとき。

第百十四条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十一条第一項」の下に「、第十一条の二第一項若しくは第二項」を、「第四項」の下に「、第六十二条の七第三項若しくは第四項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第六十一条第七項」の下に「、第六十二条の二十五第七項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「第六十九条第二項」を「第六十三条の二十七第二項、第六十三条の三十三第二項、第六十九条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「第七十六条」を「第六十三条の三十二又は第七十六条」に、「者」を「とき。」に改める。

第百十五条第一項第一号中「第七号」を「第十号」に改め、同項第三号中「第十二号」を「第十六号」に改め、同項第四号中「第七号」を「第十号」に、「第十二号」を「第十六号」に改める。

第百十六条各号中「第六十一条第七項」の下に「、第六十二条の二十五第七項」を加える。

第百十七条第一号中「第四項若しくは」を「第四項、第六十二条の二十五第一項若しくは第四項若しくは」に改める。